

処 分 の 名 称	高圧ガス製造の変更許可
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 14 条第 1 項
関係法令・条項	・ 高圧ガス保安法第 5 条第 3 項、第 8 条及び第 14 条第 3 項 ・ 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）第 3 条及び第 4 条 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号）第 5 条から第 8 条の 2 まで、第 99 条、第 101 条及び第 102 条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号）第 5 条から第 9 条まで及び第 97 条 ・ 冷凍保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 51 号）第 5 条から第 9 条まで及び第 69 条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成 30 年 11 月 14 日経済産業省告示第 220 号）
審 査 基 準	・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成 30 年 11 月 14 日 20181105 保局第 5 号） ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 3 号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 4 号） ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 6 号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号） ・ 液化石油ガス保安規則第 9 条第 3 項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 6 4 条第 1 項に規定する充てん設備に係る運用について（令和 6 年 2 月 29 日 20240219 保局第 1 号）
標準処理期間	20 日